

秋季全国火災予防運動

令和3年度全国統一防火標語

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

11月9日(火)から15日(月)まで、秋季全国火災予防運動が実施されます。

火災予防運動は、町民の防火に対する関心を高め、火災から尊い生命を守り、貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

◆住宅防火 いのちを守る

10のポイント

住宅からの出火を防止するため以下の10点について注意してください。

- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカー
- ・寝たばこは、絶対にしない、させない。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ・こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

☆6つの対策

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、年を日安に交換する。

10

感知したものだけが鳴動しますが、連動型は無線や配線でつながっています。

いち早く火災を発見するためにもすべての警報器が火災の時に鳴動します。

消防本部予防課 0476-20-1591
連動型の設置を推奨します。

◆定期的な点検を実施してください

住宅用火災警報器はメンテナンスフリーではありません。1カ月に1回程度の作動点検を行いましょう。また、火災以外で鳴動した場合、故障や電池切れが考えられます。故障や電池切れは警報音と警報ランプで知らせます。メーカー・機種で異なりますので説明書などで確認してください。

◆老朽化した消火器に注意

腐食や老朽化した消火器による破裂事故などを防止するため、ご家庭にある消火器の確認をお願いします。消防署では消火器の回収を行っておりません。廃棄するときは、消火器取扱店へお問い合わせください。

◆住宅用火災警報器の設置は済んでいますか

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

大切な家族の命や家財を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。



センターへ相談してください。

防火相談は成田市消防本部予防課または各消防署へ。

消防本部予防課 0476-20-1591
下総分署 0476-96-4023